
平和を訴えるために

——元長崎市長本島等を例として——

森川 大輔

同志社大学大学院文学研究科文化史学専攻博士課程（前期課程）研修生

1章 はじめに

2016年5月27日、バラク・オバマ米大統領（当時）が広島を訪ね、広島原爆資料館を見学の後、約17分に及ぶスピーチを行って「核兵器のない世界」に向けた所感を述べたことは記憶に新しい。直近では2019年11月23日から27日の4日間、現ローマ教皇フランシスコが来日し、長崎や広島を訪れ、過密スケジュールの中長崎や広島において核兵器廃絶や平和に関するメッセージを全世界に発信した。そして、2017年には国連で日本は不参加ながらも核兵器禁止条約が採択され、2021年1月22日に発効を迎えた。このように核廃絶への動きは現在でも活発だが、こういった出来事における主役は被爆者である。オバマ前米大統領の場合は被爆者である坪井直、森重昭と会話したうえで抱擁を交わし、ローマ教皇フランシスコが来日したきっかけの一つは死んだ弟の亡骸を背負って焼き場で順番を待つ少年の姿を写した「焼き場に立つ少年」の写真だった。核兵器禁止条約に関連し、被爆者のサーロー節子氏の活動及び演説は大きな役割を果たした。

直接被害を受けた被爆者が原爆に関して一番重要であることに異論はなく、2020年現在第五福竜丸の被爆等の例外を除き、戦争による新しい被爆者や被爆地が生まれていないことは大変喜ばしいことである。しかし、その一方で、被爆者がいなくなることによる被爆の記憶の風化という問題がいよいよ目前に迫ることとなる。長崎と広島の一両被爆地とも、

被爆体験証言者の被爆体験や平和への思いを受け継ぎ、それを伝える被爆体験伝承者の養成や派遣等この問題に対応し始めているが、どの程度効果があるかの結果が出るのは、完全に被爆者がいなくなつてから更に時間がたった後であろう。被爆体験伝承者は被爆体験を持たない人々であるが、果たしてどの程度被爆を伝えられるだろうか。その課題を解く鍵として、本稿では、2014年に亡くなった元長崎市長本島等（以下本島）に着目する。1979年から1995年までの4期16年長崎市長を務めた本島は、昭和天皇の戦争責任発言やそれにまつわる銃撃事件で有名であるが、原爆に関しては在任中、平和宣言に日本の加害責任を長崎市長として初めて盛り込み、市長として韓国を公式訪問して謝罪を行うなど、特徴的な人物と言える。そして何より本島は「平和市長」と呼ばれるほどでありながら、被爆体験をもっていない。本稿は本島を対象として、被爆体験を持たない本島が、いかにして「平和市長」と呼ばれるようになったのか、これを考察することで被爆体験を持たない人物が平和を訴える際に必要なものを明らかにしたい。

2章 本島等評

まずは現在の本島評を確認する。2014年10月31日午後5時27分、長崎市内のホスピスにて本島は肺炎のため92歳で亡くなった。本島の死は地元

紙である長崎新聞のみならず、朝日・読売・毎日といった全国紙や原爆関連でつながりのある広島の中
国新聞、そして福島民報や京都新聞といった長崎や
広島以外の地方紙でも報じられた。本項では本島死
去を伝える各新聞を取り上げ、2014年本島死去当
時の新聞各紙の本島評を検証する。

1 節 『長崎新聞』

地元紙である長崎新聞では当然のように本島の死
を大きく取り上げた。死亡を伝える2014年11月
1日の長崎新聞朝刊には「[天皇に戦争責任] 発言」
と見出しをつけ、「市長三期目の88年12月、昭和
天皇が重篤な状態にある中、定例市議会一般質問に
答え、「昭和天皇の戦争責任はあると思う」と発言
し、全国から抗議や称賛が殺到。当時顧問を務めて
いた自民党県連などは発言の撤回を要求したが、本
島氏は「(撤回は)政治家の死を意味する」として
応じなかった。発言から一年余り後の90年1月、
市役所前で右翼団体幹部に銃撃されて瀕死の重傷を
負い、その名が「平和市長」として国内外に知れ
渡った」¹⁾との記事を掲載している。更に、「水や
空」という同新聞内でのコラムや二面の論説でも銃
撃事件のことを主に書いており、この記事やコラム
からは本島が発言を行ったために平和市長と呼ばれ
たかのような印象を受ける。25面の社会面でも「被
爆地長崎の現職市長として天皇の戦争責任に言及し、
右翼団体に銃撃された本島等さん」と記しており、
更に、戦争責任発言について言及する二人の識者、
奥平康弘東大名誉教授と柳川喜郎の談話を掲載する
など、長崎新聞にとって本島等という人物はまず戦
争責任発言と銃撃事件ありきの人物であると捉えら
れていたのだと考えられる。ただし、十分な紙面が
あるため、1980年代の市役所への外国人登用(自
治省により却下)や1992年の韓国公式訪問、1997
年の論文「広島よ、おごるなかれ」、2009年の第
11大栄丸沈没事故での奔走等も紹介して、戦争責
任発言と銃撃以外の本島像も示している。「声—み
んなのひろば」という一般読者からの投書があつま
るコーナーには「先生は長崎の復興発展に寄与され
たという点では永井博士と並ぶ人だった。とりわけ

戦争責任の追及と平和の追求においても双璧だった。
先生は博士の思想と同じくするところがあり、戦争
犯罪や責任をおろそかにしてはいけないという点で
は一致していたと思う。一番印象に残っているのは、
永井博士が主張したように、戦争と原爆投下の責任
は自分たちにもあるという見解だった」(無職 木
口久)、「本島さんは「天皇の戦争責任」発言により、
90年に右翼に銃撃され瀕死の重傷を負った。その
点をクローズアップされがちだが、私は被爆地長崎
にあって、被害者意識のみを訴えることを批判し、
「加害の立場」を認め行動されたことにこそ最大限
の評価をしたいと思っている」(無職 熊江秀彦)²⁾
との投書が掲載されている。長崎新聞が本島の戦争
責任発言と銃撃事件を重視していたのに対し、こち
らでは本島の思想、とりわけ日本の加害責任につ
いて理解を示している内容で、本島の平和につ
いての思想が長崎の一般の人たちに少なからず受け入れ
られていたことが伺える。

2 節 『中国新聞』

2014年11月1日の『中国新聞』では本島の簡
潔な経歴と戦争責任発言と銃撃事件に触れた後、
「98年7月にはアジア太平洋諸国に対する日本の戦
争責任を一貫して問う立場から、米国が広島と長崎
に投下した原爆について「落とされるべきだった。
日本に対する報復としては仕方がなかった」と発言。
被爆者らの反発を買った。」「本島氏は退任後の九七
年、原爆ドーム(中区)の世界遺産化について「広
島に大戦の反省があれば、世界遺産登録はなかった
と思う」などと論文で批判し、物議を醸した。」³⁾
という、事実を述べてはいるものの好意的とは取り
づらい記事を掲載している。同記事に記載されてい
る識者のコメントも「考え方は相いれなかったが、
いちずな人だったんだろう。われわれとは違う方法
で、一生懸命に平和を追い求めていた」(広島県被
爆地協理事長 坪井直)、「信念を貫いた人という評価
はできる」(県被爆地協事務局長(金子一士理事長)
大越和郎)、「被爆地の市長としてともに反核を訴え
ただけに、驚き、残念だ」(元広島市長 平岡敬)⁴⁾
という具合で、平岡はともかく他の二名は本島の行

動を評価しているもの本島の思想を評価しているわけではないことが分かる。特に坪井に至っては、考え方は相いれなかったとまで述べており顕著に表れている。これらの反応から本島に対する理解は、長崎と広島の間にはかなりの差があるといえるであろう。

3節 全国各紙

ここでいう全国紙とは朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞・日本経済新聞のこととする。各紙とも見出しに「銃撃」を入れている点は共通であり、略歴を簡潔に記した後、実績を付け加える様式も共通である。

- ・『朝日新聞』…「退任後も被爆地の元市長として、核廃絶運動や言論の自由を訴える活動を継続。後任の伊藤一長・前長崎市長が2007年、市長選挙期間中に暴力団幹部に射殺された事件では「民主主義への挑戦。あってはならないことだ」と発言した。近年も特定秘密保護法の反対を始め、積極的に市民集会に参加するなどしていた。今年四月には、被爆者らとともに「戦争への道を許さない！ながさき一〇〇一人委員会」の呼びかけ人となり、憲法解釈の変更による集団的自衛権容認への反対を訴えた。」⁵⁾
- ・『毎日新聞』…「天皇の戦争責任を巡る発言は三期目の88年12月7日。市議会の答弁で、自身の軍隊体験なども踏まえ「天皇の戦争責任はありと私は思います」と述べた。議会後の記者会見でも「戦争終結を早く決断していれば、沖縄、広島、長崎もなかったと思う」と語った。90年1月18日、発言に反発した右翼団体幹部に長崎市役所前で銃撃され、左胸貫通の重傷を負ったが、命をとりとめた。五期目を目指した市長選(95年)で落選後も、表現の自由や原爆投下などについて発言を続けた。」⁶⁾
- ・『読売新聞』…「市長在任時、平和祈念式典で市長が読み上げる「平和宣言」の起草委員会に初めて民間の学識経験者や被爆者を加えた。行政と民間が一体となって平和事業を行う「長崎平和推進協会」の発足にも尽力。在韓被爆者を慰

問するなど海外の被爆者支援も進めた。市長三期目の88年には、市議会一般質問で「歴史家の記述をみても、(昭和)天皇の戦争責任はあると思う」と発言。90年1月18日、長崎市役所前で右翼団体幹部に左胸を撃たれ、一か月の重傷を負った。しかし信念を曲げず、退任後も核兵器廃絶を訴える市民団体の座り込みに参加するなど平和活動に取り組んだ。今年8月に体調を崩し、9月からホスピスで暮らしていた。」⁷⁾

- ・『産経新聞』…「市長時代は被爆地の市長として核兵器の廃絶と恒久平和の実現を国内外に訴えた。「原爆投下容認論」も繰り返し、10年の産経新聞のインタビューでは「日本がアジア太平洋戦争などで行った数々の悪魔の所業を思うと、原爆投下は仕方なかった、と言わざるを得ない。東京大空襲や沖縄戦も同じだ」と語っていた。」⁸⁾
 - ・『日本経済新聞』…「88年、市議会での答弁で「(昭和)天皇の戦争責任はあると思う」と発言。議会後の記者会見で「戦争終結を早く決断していれば、沖縄戦も広島、長崎の原爆もなかった」と述べた。右翼団体からの脅迫が続いたが、「撤回は政治的死を意味する」と信念を貫いた。90年1月、右翼団体幹部に市役所前で左胸を銃撃され、全治約一か月の重傷を負った。事件を契機に、言論の自由を封殺する暴力に反対する世論が沸き起こった。被爆地の市長として核兵器廃絶と恒久平和を訴え続けた。95年の選挙で落選した後も、核実験に抗議する座り込みに参加するなど平和活動に取り組んだ。」⁹⁾
- という記事が掲載されている。『朝日新聞』では特定秘密保護法や集団的自衛権反対、「戦争への道を許さない！ながさき一〇〇一人委員会」の呼びかけ人、『毎日新聞』では表現の自由や原爆投下などへの発言、『読売新聞』では平和宣言起草委員会の改良と平和推進協会の発足、退任後の核廃絶の座り込みなど平和活動、『産経新聞』では原爆投下容認論、『日本経済新聞』では落選後の核実験抗議のための座り込みなどといった、何かしら平和もしくは核に関する活動と本島を結びつけて過去の実績を紹介している。

4 節 その他地方紙

地元紙である長崎新聞や、原爆で関係のある広島中国新聞、全国各紙以外の地方紙でも本島の死は取り上げられた。京都新聞と福島民報の例を挙げると、どちらも記事の本文そのものは中国新聞のものと同一である。ただし、京都新聞においては長崎新聞にも取り上げられていた識者の声として奥平康弘東大名誉教授の談話が掲載されているほか、記事とは別に人物評が掲載されている。恐らく本島が京都大学出身ということと、京都と縁の深い天皇についての発言を行ったためと思われる。

以上本島死亡時の新聞各紙を見てきたが、まず天皇の戦争責任発言とその後の銃撃事件は必ずトップである。この二件は大変大きな事件であるため、新聞報道として主題とすることは理解できる。それとは別に、地元紙長崎新聞や原爆平和で関係のある広島中国新聞以外の新聞でも、戦争責任発言と銃撃事件以外では、市長引退後の本島と平和に関する件を報道している点は注目に値する。2014年11月1日の新聞各紙において、本島は市長後でも原爆や平和の問題に取り組んでいた、原爆や平和の問題の観点から重要な人物であると目されていたのである。

3 章 本島等と平和宣言

本島は1979年に長崎市長に就任して以降、95年の退任まで都合16回長崎平和宣言を読み上げた。毎年8月9日に読み上げられる長崎平和宣言の起草にあたっては、平和宣言文起草委員会が設けられ、そこで内容が決められる。この形式は現在も同様であるが、元長崎市平和推進室室長で本島の平和行政に深く携わった田崎昇氏によると本島以前の起草委員会の座長は助役であり、市長は一応目を通す程度であった。本島も最初の2年である1979年と1980年のものはその慣習にのっとったが、その後のものは大きく異なる。その要因は先述の平和宣言文起草委員会が、1980年より市長を委員長としたものと改められたうえ、同年より1968年に「長崎

証言の会」を発足した鎌田定夫、翌1981年に鎌田同様「長崎の証言運動」を行い、京都大学の先輩であった秋月辰一郎らを加えて被爆者により寄り添いやすい意見が出やすい委員会となったことにある。更に本島は積極的に平和宣言の起草に関わっており、先述の田崎氏をはじめ、1987年～1991年の間秘書を務めた松本憲明氏や1991年より1995年の退任まで秘書を務めた肉丸明弘氏の証言によると、1979年と1980年の二回を除いた14回の宣言すべてで下書きを書き、車の中で推敲をし、あげくホテルでいわゆる缶詰めまで行ったというのでその熱意は推して知るべしであり、一年中平和宣言のことを考えていたというのは先述の田崎氏の回顧である。これらのことから、1979年と1980年以外の平和宣言では本島の独自色が色濃く出ていると言えよう。

実際比べてみるとその差は顕著であり、「日本の皆さん、世界の皆さん、長崎（ナガサキとカタカナの年もある）の声を聞いて下さい」という平和宣言冒頭の文などはその代表といえる。この文章は本島市長時代には1981年（81年は長崎の皆さんと入っている点が異なるが皆さんと呼びかける形式は同様である）以降毎年必ず出てくる言葉であり、本島以前の平和宣言はもとより、本島以後の伊藤一長や田上富久の代にも見られない。松浦陽子・佐藤健一・川野得幸「長崎の平和観—長崎平和宣言頻出単語の解析を通して—」（『広島平和学』36号2014年75～100頁）では「長崎平和宣言ではその冒頭で度々「日本全国の皆さん、世界の皆さん、ナガサキからの声を聞いて下さい（1982年）」などと呼びかけ、世界中の個人に語りかけている。」¹⁰⁾と指摘しているが、これは長崎の特徴というよりも、本島時代の平和宣言文の作成過程を鑑みるにむしろ本島の特徴といえる。ただし、同論文の「長崎平和宣言は人間個人を平和の担い手として期待していることが理解できる。特に[A:核兵器廃絶][B:戦争の不在]の実現には、個人がこれを希求し、活動することが不可欠であると訴えているのである。」との指摘は、後年である2013年の長崎文化放送による本島へのインタビュー内で「(核廃絶は)僕たちのようなお年寄りもあなたたちのような若い人も一つの課題と

して取り上げて—後略」¹¹⁾と本島が述べていることから、本島の意図と合致していると述べておきたい。そして、1992年の平和宣言で「原爆による凶悪な大量虐殺は、人道上、国際法上許されない行為であります」¹²⁾といった、核兵器は国際法違反であるという、1992年以前の平和宣言では見られなかった主張をして後、以降の平和宣言では欠かさず同趣旨の文言を宣言内に入れている。この主張は本島以前には見られず、更に「核兵器による威嚇と使用は一般的に国際法に違反する」という、国際司法裁判所の勧告的意見が1996年であることを考えると本島の先進性がうかがえる。ちなみに1996年以降の平和宣言には核兵器が国際法違反であるという主張が、国際司法裁判所の意見を根拠としてなされることが多くなっている。

更に、国家補償による被爆者たちの援護という文言も本島時代の平和宣言にはよくみられるものである。本島以前の平和宣言では1978年の諸谷義武市長の平和宣言に「生き残った被爆者の援護が国家補償の域にまで高められるよう一層の推進を図るとともに」¹³⁾とみられるのみでそれ以前の平和宣言では「被爆者の援護強化を目指すとともに」などといった具合の、援護を国家、つまり日本政府に求めているものであった。本島時代の長崎平和宣言内に国家補償という単語は実に1979年、1986年、1990年を除いたすべてに出てきており、出てきていないこれら3年においても、「今こそ日本国政府は平和の先駆者として国際的努力を主導的立場で推進し、うちにあっては被爆者への援護の手厚い施策を早急に講ずべきである。」¹⁴⁾(下線部筆者)「しかし唯一の被爆国としてわが国は、非核三原則を厳守し国際平和年のことしを契機として、核兵器廃絶へ向かって米ソ首脳会談の早期実現、核実験の即時停止、宇宙軍備拡張の防止、非核地帯の設置、国際医療センターの設立、被爆者援護の確立に真剣に努力すべきである。」¹⁵⁾(下線部筆者)「従って政府は原爆被爆者に対して補償する義務があります。また不戦の決意を表明した日本国憲法をふまえ、核戦争拒否の姿勢を明確にさせるためにも、援護法を制定すべきであります。」¹⁶⁾(下線部筆者)とあり、被爆

者への援護を日本政府に求めるという点では一貫している。本島後の平和宣言では、国家賠償という言葉こそ使わないものの、「日本政府に求めます。非核三原則を法制化し、北東アジア地域の非核地帯化実現に努力して、「核の傘」に頼らない真の安全保障を追及してください。被爆国として被爆の実相と核兵器の脅威を世界に伝え、核兵器廃絶のために主導的な役割を果たしてください。年々高齢化する被爆者の援護の充実に努めてください。」¹⁷⁾(下線部筆者)「繰り返して日本政府に訴えます。被爆国の政府として、再び悲惨な戦争が起こることのないよう、歴史の反省のうえにたつて、憲法の平和理念を守り、非核三原則の法制化と北東アジアの非核兵器地帯化に取り組んでください。さらに、高齢化が進む国内外の被爆者の援護の充実に求めます。」¹⁸⁾(下線部筆者)という具合に、日本政府に対して被爆者援護を要求する態度は継続している。ここでまた「長崎の平和観—長崎平和宣言頻出単語の解析を通して—」を引くと「C4(核兵器・核・被爆者・被爆・廃絶・日本・政府・援護といった単語のことは1980年以降、長崎の平和観の主要な構成要素となっているキーワード群である。〈平和の実質・内容〉に分類されるキーワード{核兵器、核、被爆者、援護、廃絶}があることから、[A:核兵器廃絶]、そして[B:被爆者援護]の実現が、長崎が近年最も重視している事柄であることがわかる。そしてその担い手として、キーワード{日本、政府}から連想できるように、[イ:日本政府]に対して特に大きな期待を寄せている。C4のキーワード群から、1980年以降、長崎が強く求めているものは、核兵器廃絶と被爆者援護であるといえる。そしてその担い手は日本政府であったのだ。」¹⁹⁾とある。おおむねこの論に同意できるが、本島が国家補償による被爆者援護を毎年平和宣言へ盛り込み続けたことが、現在の平和宣言にも同趣旨の内容が盛り込まれる基礎となったと主張しておきたい。国家補償に関して本島の特徴を更に付け加えると、1990年～1993年の平和宣言で「日本政府は、サンフランシスコ平和条約によって対米賠償請求権を放棄しました。」²⁰⁾というような、サンフランシスコ平和条約

によって日本は対米賠償請求権を放棄したので、日本政府が原爆被爆者に補償する義務があると主張している点が挙げられる。1990年～1993年という時期は戦争責任発言に伴った銃撃事件（1990年1月18日）の時期と重なるため、本島自身に責任ということに関心があったため、このような内容を平和宣言に盛り込んだと推察できる。ただし、1994年の平和宣言にはこのような文言はなくなっているが、その理由は不明である。

更に、加害や反省といった言葉が1990年代前後での平和宣言が頻出する。こういった言葉を軸に本島が市長の時に読み上げた平和宣言を俯瞰してみると、1989年の平和宣言には

一、真珠湾攻撃から長崎原爆までを考えよう。あの太平洋戦争は、真珠湾攻撃に始まり、長崎原爆に終わった。内外二千数百万人の尊い生命を奪った。私たちは今戦争を心から反省し、犠牲となった多くの日本人と外国人のごめい福をお祈りしよう。²¹⁾

という言葉から、加害責任という言葉こそ使われていないまでもそれを意識した表現がなされていることがわかる。1989年の段階ではまだ「戦争を反省」という少し曖昧な表現であるが、1990年の平和宣言では

一、原爆を忘れるな、戦争を忘れるな。我が国はかつて日韓合併の後、日中十五年戦争、太平洋戦争を戦い、長崎原爆を最後に敗戦となりました。内外二千数百万人の尊い生命を奪いました。私たちは戦争を心から反省し、犠牲となった多くの日本人と外国人のごめい福をお祈りし、その償いを考えなければなりません。²²⁾

1991年の平和宣言では

一、日中一五年戦争開始から60年、真珠湾攻撃から50年—あの戦争に心から反省を わが国は日韓併合の後、日中戦争、真珠湾攻撃から太平洋戦争へと突入し、長崎原爆で敗戦となりました。私たち

はあの戦争を心から深く反省し、犠牲となった内外二千数百万人のご冥福をお祈りし、その償いを考えなければなりません。²³⁾

1992年の平和宣言では

一、日中戦争、太平洋戦争から長崎原爆までを考えよう。我が国は韓国併合の後、日中戦争、太平洋戦争へ突入し、広島・長崎の原爆で敗戦となりました。私たちは、日本のアジア・太平洋への侵略・加害の歴史を振り返り、犠牲となった内外二千数百万人のご冥福をお祈りし、心からの反省とその償いを果たさなければなりません。²⁴⁾

1993年の平和宣言では

一、今、過去を振り返り、現在を見つめ、未来に決意しよう 日本はアジアへの侵略を反省し、戦争責任を明確にし、戦後処理を誠実に行わなければなりません。²⁵⁾

1994年の平和宣言では

一、あの戦争と原爆を思いおこし、声高く語り継ごう 日本人は、アジアに対する侵略と加害の歴史をふり返り、厳しい反省の上に立ってその償いを考えなければなりません。私たちの反省がなければ、日本が世界の国々の信頼を得ることはできません。²⁶⁾

といった表現である。これらの文言からわかるように、1989年以降の本島の平和宣言には全て日本の加害責任について言及している。この時期にこういった表現が増えた理由としては、天皇の戦争責任発言を行った結果、日本の戦争責任に関する理論武装が必要となったからである。²⁷⁾

このほかにも本島時代の平和宣言には世界の飢餓に関する言及（1985年～1987年、1989年、1991年～1994年）があるなど、ほかの市長とは異なる点がみられる。本島時代の平和宣言は、本島色が色

濃く出ている特徴的なものである一方、核兵器の国際法違反や、国家補償による被爆者援護など、本島より後の市長による平和宣言にも大いに影響を及ぼしたものだといえる。

4 章 被爆地の市長たち

本章では原爆市長と呼ばれた戦後初の広島市長である浜井信三と、本島等とほぼ同時期に広島市長であった平岡敬を取り上げ本島等と比較することで、本島の特徴をより明確に示すことを目的とする。

『原爆市長』、浜井信三自身が著した手記のタイトルである。このタイトルからして浜井本人が原爆投下後初の広島市長であったことに関して自負していたことが伺える。手記を読んだところ、外国人被爆者に関する記述は一切見受けられなかった。終戦直後の市長ということで何をおいても市の立て直しこそが急務であったということと、浜井の市長在任中に朝鮮戦争が勃発しており、在外被爆者、特に朝鮮人被爆者に関する問題は現在よりも更にデリケートな問題であったというあたりは考慮に入れる必要がある。代わりに目立つのは、MRA 世界大会 (Moral Re-Armament の略で「道徳再武装」の意。アメリカの宣教師ブックマン博士がはじめた平和運動) のための渡米やオーストラリア国際平和会議への出席といった外国へのアピールや、原爆ドームの保存や、略歴には載せていないものの百メートル道路や市民球場の建設などといった施設関係のような大がかりなものが目立つ。被爆者に対する施策としては、1953年1月に市長が会長となつての、県、市の医師会、広島大学医学部、官公立病院などの代表を集めて発足した広島市原爆障害者治療対策協議会 (略称は原体協、1956年に改組され財団法人広島原爆障害対策協議会) を設立、お年玉はがきの寄付金をまわしてもらつての原爆病院の建設 (1956年)、原体協が運動を行った原爆放射能医学研究所の開所 (1961年) などで、これもまた施設関係である。無論先述したように、何もないところから立て直そうというのだからこのような施設や団体と

いった大掛かりなものから優先していくという姿勢は無理からぬことである。しかし、施策が大掛かりになると、どうしても細かいところに目が届かなくなることは当然と言え、その結果浜井本人の手記の中で一言も朝鮮など旧植民地の文字が出てこないこととなつたのであろう。本島や後述する平岡敬が外国人被爆者の問題を重視するようになった背景には、この浜井時代のように在外被爆者に対する援護の初動が遅れたこともあると考えられる。浜井の被爆者援護は専ら治療に関したものが多く、これは浜井が市長となつた時期を考えるとむしろ当然である。しかし、「被爆者」は一体誰のことを言うのか、ということになると外国人被爆者のことをあまり考えていなかったように見受けられるという点で後の本島や平岡たちとは異なっていると言えよう。

平岡敬は市長就任前から被爆者、特に被爆朝鮮人の問題について一貫して関わっていた。

その活動の中で平岡は『無縁の海峡—ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』『偏見と差別—ヒロシマそして被爆朝鮮人』という本を出している。どちらもタイトル通り被爆朝鮮人が正当な補償を受け取ることができない問題に向き合つたもので、特に「孫振斗 (ソンジンド) 裁判」に密着している。平岡が問題視しているのは、朝鮮人が被爆している様子を記録している被爆者 (日本人) の手記を例に挙げて、広島で多くの朝鮮人が被爆していたことは早くから知られていたにも関わらず、日本人の中で問題になっていなかったのは日本人が無意識のうちに陥っている朝鮮人蔑視ではないのかという点である。『偏見と差別』内でも「被爆朝鮮人が問いかけているのは、日本人にとって「ヒロシマ」とは何なのか、ということである。それは被害者意識だけに埋没してきた被爆者に対する一つの告発である。日本人はこの告発を真正面から受け止めなければならないだろう。彼らは日本の国家責任の明確化と日本人の精神の検証を要求する。そして、日本人の朝鮮人に対する偏見と差別は、日本の社会において次第に顕在化してきた被爆者に対する偏見と差別と共通の根を持っているのである。」²⁸⁾ との記述があり、平岡の問題意識が被爆朝鮮人の不遇さと日本人の加害意識の欠如

にあることがうかがえる。平岡は市長となって迎えた被爆五十年の式典での平和宣言において「第二次世界大戦終結五十年を迎えるにあたって、共通の歴史認識を持つために、被害と加害の両面から戦争を直視しなければならない。すべての戦争犠牲者への思いを心に深く刻みつつ、私たちは、かつて日本が植民地支配や戦争によって、多くの人々に耐えがたい苦痛を与えたことについて謝りたい。」²⁹⁾と述べているが、まさにこの問題意識から発されたといえよう。

本島と平岡を鑑みると、両者とも、どちらも直接被爆しておらず、在外被爆者の存在と日本の加害責任や朝鮮人蔑視を認知した上で原爆の非道さを訴えたという点ではそう大きな違いはないと言えるだろう。ただし、「市長として」という言葉が頭につくと話は変わってくる。平和宣言では本島と同じく旧植民地への謝罪を述べた平岡だが、1995年3月15日に本島・平岡の両者が同席して行われた日本外国特派員協会に対する記者会見での発言に両者の違いが顕著に表れている。本島は「原爆の使用は、ユダヤ人の大虐殺と並ぶ人類が犯した二十世紀最大の罪である」³⁰⁾と述べているのに対し、平岡は「核兵器はその性質からみて国際法に違反する兵器である。当時の戦況から考えると、広島・長崎に対する原爆攻撃は必要なかった」「私は米国を非難し、責めているのではなく、日本軍の残虐行為については反省している」³¹⁾と述べている。翌日のワシントンポスト紙に本島の発言が大きく見出しとして扱われていることから、本島の発言が平岡の発言よりも過激だと米国人に受け取られたことは明白であり、実際発言を見るとそう思われても仕方ない。平岡は「市長の立場を意識して政治的発言には用心深くなる」³²⁾と自著で述べており、昭和天皇の戦争責任発言で銃撃された本島との差はこの辺りにあると言え、記者会見での発言内容の差にも表れている。こうしてみると、1992年に長崎市長として韓国を公式訪問の上謝罪し、更に今回見たように外国特派員たちを相手に原爆を二十世紀最大の罪とまで言い切った本島はかなりの積極性を持った市長であったと言え、過去と現在、長崎と広島を問わず「市長と

して」ここまでの行動を実際に起こした人物はいそうにない。以上の事から、本島等の特徴はその積極性に裏打ちされた行動力にあるといえる。

5章 本島と外国人被爆者

これまで見てきたように、本島は外国人被爆者について言及してきた。本章では本島が言及してきた外国人被爆者の援護措置について、被爆者支援法といった法律面から日本人被爆者と外国人被爆者の間にどの程度差があるのかを検証し、本島が外国人被爆者に対して行ったことがどの程度特徴的かを検証する。

1節 被爆者支援法：1950年代～1960年代

戦後七十年を過ぎた現在でもなお、多くの裁判が行われていることから察せられるように、被爆者への補償は十分と言えない。本島は平和宣言等で外国に住む日本人及び外国人被爆者に国内の被爆者と同等の援護措置をとるよう国に求めたが、その国内の被爆者に対する補償もやはり不十分なのである。原爆被害者に対する援護対策は1954年3月の第五福竜丸事件を機に高まった原爆障害者援護の機運を背景に発足した「日本原水爆被害者団体協議会（被団協）」の原爆被害に対する治療と生活についての補償の要求を受け、1956年12月12日、衆議院で採択された「原爆障害者の治療に関する決議」を経た結果、翌年3月末に可決成立した「原子爆弾被害者の医療等に関する法律（通称、原爆医療法）」に端を発している。このような被団協の一連の運動は、それまで占領下にあつて反原爆の運動自体ができなかったこともあり、広島県被団協副理事長を務めた池田精子が2001年の座談会で懐古するように、「被団協に集まるようになって、「生きていて本当によかった」という気持ちになりました。体がだるくてだるくてやり切れなくても、周囲の者からは横着病と言われ、医者に行くと栄養失調だと馬鹿にされて取り合ってもらえない日々でしたから、心を赦せる仲間との語らいは本当に救いでした」³³⁾という

具合で鬱屈していた被爆者の心情を少なからず解き放つ効果をもたらしたが、成立した法律は被爆者の「健康上の特別の状態にかんがみ」「その健康の保持及び向上をはかることを目的」とした健康診断と認定被爆者に対する医療給付にとどまり、被爆者が置かれていた「病気と貧困の悪循環」を打ち破るものではなかった。その後、1968年5月に「原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律（通称、特別措置法）」が成立し、被爆者の中でも「今なお特別の状態にあるものに対し」医療特別手当などの援護措置が講じられ、その後制度改正によって葬祭料や保険手当が新設され、社会保障の枠組みを超えかねない内容になったという政府関係者の見解も出るほどのものになったが、あくまでも被爆者の「福祉を図ることを目的とする」社会保障の一環としての法律であり、被爆者の要求する「原爆被爆者援護法」、つまり原爆被害に対する「国としての償い」に基づいた法律ではなかったのである。

2 節 被爆者支援法：1990年代以降

1970年代、1980年代に被団協をはじめとした各種の運動はいよいよ盛り上がりを見せ、被爆者援護法制定の気運も高まったが、法律そのものは1994年12月に成立した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（通称、援護に関する法律）」の成立を待たねばならなかった。この「援護に関する法律」はそれまでの「原爆医療法」と「特別措置法」を一本化したもので、その内容と理念は結局のところそれまでと同じく、原爆被害に対する「国としての償い」に基づかない、被爆者たちの求める「原爆被害者援護法」からかけ離れたものである。この法律の目的はその前文に表れている。「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害がほかの戦争被害とは異なる特種の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。」³⁴⁾この前文にある「国の責任によって」という文言は被爆者対策を行う客体としての表

現で、国の戦争責任を云々するものではないと時の井出厚生大臣は答弁し、原爆被害をほかの戦争被害とは異なると強調することで、一般戦災者からの訴訟に対応できると時の五十嵐官房長官はコメントしている。つまり、国内外のほかの戦争被害者に対する補償へと波及しないよう歯止めをかけたのがこの「援護に関する法律」というわけである。このような理論の背景には1980年12月1日に「原爆被爆者対策基本問題懇談会（略称、基本懇）」が発表した答申がある。「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならないところであって、政治論として国の戦争責任等を云々するのはともかく、法律論として、開戦、講和というような、いわゆる政治行為（統治行為）について、国の不法行為責任など法律上の責任を追究し、その法律的救済を求める途は開かれていないというほかはない。」³⁵⁾といういわゆる「戦争被害受忍論」がこの答申の根底、ひいては「援護に関する法律」の根底にあるのである。日本被団協は戦争責任否定の思想を体現したとして、「援護に関する法律」に対し、「被爆者援護法の魂ともいえるべき『国家補償』を拒否したことに、強く抗議する」³⁶⁾との声明を出している。

3 節 外国人被爆者

国内の被爆者に対する補償でさえ前節及び前々節の通りなので、外国人被爆者に対する補償などはそれに輪をかけて不十分であることは想像に難くないであろう。外国人被爆者に対する補償待遇は彼ら自身の裁判に次ぐ裁判によって少しずつ改善されてきたというのが実情である。基本懇形成のきっかけとなり、外国人被爆者が曲がりなりにも援護の対象とされた「孫振斗（ソンジンド）裁判」（1972～1978年）、「孫振斗裁判」の結果旧厚生省が発した「四〇二号通達」（在外被爆者は健康管理手当を受けられないとする）を撤廃させ、被爆者はどこにいても被爆者という判決を出した「郭（カク）貴（イ

ン) 勲(フン) 裁判」(2002年に国は上告棄却)、「郭貴勲裁判」の結果、国が課した援護手当の支給申請要件の「来日要件」の中で各種手当の在外申請を可能とした「崔季澈(チェグチョル) 裁判」(2008年に完全決着)、四〇二号通達の撤廃に当たり、健康管理手当等の受給権は年金証書の消滅時効五年を超えると支給しないとの国の通告を撤廃させたブラジル被爆者裁判(崔季澈裁判でも同様のことが争われたため2008年に完全決着)など、まさに訴訟合戦の様相を呈している。このように訴訟が引きも切らない原因は行政側が敗訴した部分を繕うに留めた対応をするのみで抜本的な改革を行わないからであるが、その背景には国家無答責という考えがある。つまり、戦前の旧憲法下では国は賠償の責任を負わないとされており、戦前の国家権力行為には責任を負わないとする考えである。そして、もう一つの背景として民族差別とでもいうべき状況が挙げられる。戦後唯一の国家補償法である「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(1952年、軍人・軍属のみ対象)において国籍条項を設けて旧植民地出身者を除外し、「孫振斗裁判」の判決文における「原爆投下により瞬時に又は長い苦しみの末、死没した人々及びその遺族に対し、弔慰の念を今さら新たにすることは同胞の心情として、きわめて当然のこと」³⁷⁾という原爆被害者を日本国民に限定するともとれる文言からも、民族差別的意識があることがうかがえる。被爆者である被団協もこの「孫振斗裁判」の判決文への批判は行っていないことから、そもそも外国人被爆者の存在という認識自体が薄いとわざるをえない。ことあるごとに出てくる「唯一の被爆国」という言説もその表れの一つと言えよう。なお、先述した来日要件は撤廃法案が2008年6月11日に可決成立したことで撤廃されたが、外国人被爆者には医療費給付に上限があるなど、未だに不平等な状況が続いていることを付言しておく。

4 節 本島等と外国人被爆者

以上のように外国人被爆者に対する援護は現在に至るまで十分と言いがたいが、本島個人としてはこの問題に心を砕いてきたとあってよい。前章で取り上

げた平和宣言にも「さらに、朝鮮半島や中国等から強制連行され、長崎・広島で被爆して帰国した人々にも、日本人被爆者と同等の援護をすべきであります。」³⁸⁾という文言があり、それ以外でも長崎市長時代の1992年に韓国公式訪問の際行った家庭訪問や同時に行った「本当はここに手をつけて謝らなければならない。強制連行や過酷な労働を皆さんの同胞に強いて被爆死させたのはすべて日本の責任でした。心からおわびしたい」³⁹⁾という公式の謝罪、韓国原爆被害者協会の創設時の会長である辛泳洙(シンヨンスー)氏が来日した際には必ずポケットマネーでの支援を行ったこと、市長退任後に行った中国人強制連行被害者への支援などからもそれは明白である。本島が韓国で公式に謝罪した際には「また撃たれたのか」という抗議の電話が長崎市役所に殺到したそうだが、本島は何故この問題にこだわったのだろうか。本島は強制連行被害者への支援の際に「被害者は戦時中、中国の農村から連れてこられた若者たち。私とほぼ同年代の人たち。多くは親兄弟にも気づかれないまま突然日本に送られた。既婚の男なら若い妻と赤ん坊もいたかもしれない。そんな妻子に別れも言えず、日本に運ばれ、死んでいった。直接関係ないとはいえ、私は皇軍の末端の指揮官だった。いたたまれないですよ。今、団体の代表を務めているが、なぜ引き受けたかといえば、はっきりと自分の使命だと感じたから。たのまれたとき、これはやろうと思った。」⁴⁰⁾と述べている。本島は隠れキリシタンの末裔として戦時中は迫害を受けることもあったというが、そういった理不尽な経験が、同じように理不尽な目にあっている人々への同情、言ってしまうと義憤にかられたのではないだろうか。これらは私の推測にすぎないが、本島が外国人被爆者援護に関して大きい役割を示したのは事実であり、特徴と言える。

6 章 本島の原爆観と限界

2007年6月30日、久間章夫防衛相(1940～、衆院旧長崎1区・長崎2区で当選連続9回、防衛

庁長官、自民党総務会長)がその講演会で米国の原爆投下を「しょうがない」と発言したことで物議をかもし、最終的には防衛相の引責辞任に追い込まれた事件があった。これに対し本島は「当然の認識で僕は同感だった。発言の真意をたしかめずに原爆肯定だ、容認論だと批判するのはおかしい。日本が戦争を始めなければ原爆投下はなかった。うやむやにされてきた日本の戦争責任をもう一度考えるきっかけを与えてくれたのだから、ありがたかった。」⁴¹⁾と述べている。更に、「原爆投下を指示したトルーマンは『いささかもためらわなかったし、それを苦にして眠れなかったことは一回もない』と公言。クリントン大統領も96年、原爆投下を謝罪する考えのないことを明らかにした。昭和天皇は75年10月31日、記者会見で広島への原爆投下について『遺憾に思っている。戦争中のことなので、広島市民には気の毒なことであるが、やむを得なかった』と語られた。心配りがある表現で、海外でも受け入れられると思う。戦った両国の軍の最高責任者が、戦争と原爆について冷静な分析をしていることは興味深い。」⁴²⁾とも述べていることから、本島は原爆投下という行為自体についてはやむなしとの立場をとっていることがうかがえる。

核そのものに関しては平和利用を容認する立場である。昭和60年6月25日の長崎市議会定例会において、「今日特に日本が核の平和利用を外して将来の日本の発展はあり得ない。もはや、今、現に、核の平和利用は現に進んでおるわけでありまして、これは我々が法的にもその間認めて今日それに頼ってきている日本の現状からして当然のことであるわけでありまして、私どもが常にこの場で、あるいは世界で私が申し上げるのは核兵器でございますから、決して核ということではなくして、核兵器ということの廃絶宣言というようなことで、常に私は自分で納得しているものでございますので、誤解があると思いますが、それならば、核兵器ということが、常に私の言う核というふうに受け取っていただきたいというふうに思っているわけでございます。」⁴³⁾という、核の平和利用は容認する本島の発言があることは注目しておきたい。この発言は1986年に発

生したチェルノブイリ原発事故や、2011年の福島原発事故以前の発言であるが、福島原発事故後に、本島の出身地である上五島へ原発の高濃度廃棄物を受け入れようとしたという、本島の市長時代に市議会議員であった井原東洋一氏の証言があることから、核の平和利用に対する考えに変化はなかったと言える。

本島が核や被爆者といった問題に向き合っていたことはこれまで見てきた通りだが、市長時代の答弁からはその限界も見え隠れする。一例を挙げれば核搭載疑惑のある米軍空母カールビンソンの佐世保入港に関しての答弁である。長崎市議会昭和58年第6回定例会で共産党中田剛議員の「今回、核空母カールビンソン入港計画を前にして私が感じることは、現在の市長の態度は、被爆都市市長としての責任ある、かつ世界に向かって核廃絶を訴えている市長にふさわしい態度であるかどうかという問題であります。同時に、長崎市民として市長のこの態度に賛意を表明し得る条件があるかどうか、この点について疑問を感じざるを得ないわけでありまして。」⁴⁴⁾との質問に本島は「今後とも、この佐世保のカールビンソンの核兵器搭載あるいはまた通過、そういう問題について重大な関心を持って見守っているわけでありまして、今日の政府見解においては、その心配はないということで私どももそれを理解いたしているわけでございます。今後の寄港を見守っていきたいと思っているわけでありまして。」⁴⁵⁾と政府の言うことを鵜呑みにしているかのような返答をしている。もちろんカールビンソンの寄港自体は佐世保市のことであるから、長崎市にとっては行政区域外のことなので長崎市長として踏み込んだ発言ができないことは理解できる。それは質問した中田も認めたうえで「核廃絶ということについては、全国的にあるいは国際的にいろんなコメントを公表するわけですね。そういう状況にあるわけですが、私は残念ながらそういう核廃絶の内容について、世界に格調の高い内容を発言するのと同時に、どうも身近な問題について、市長の姿勢があと一つピリっとしないということを日ごろから疑問に思っているところがあるんですよ。佐世保に寄港する問題もその一つなん

です。」⁴⁶⁾と指摘している。中田の指摘は要するに、本島の平和や核といった問題に対する態度にむらがあるように見えるというものである。本島は中田に対する答弁の中で「私は一地方自治体の首長として、これまで日本に寄港した、あるいは通過した、そういうアメリカの艦船が核兵器を積んでいたかいないかということについては、私がここで論評を申し上げるわけにはまいりません。」⁴⁷⁾と述べてカールビンソン寄港問題に関してはあくまでも距離を置いているが、翌1984年の平和宣言で「核搭載艦船のわが国への寄港、通過について日本政府は、事前に核の有無を確認して「非核三原則」を厳守して下さい。また日本とその周辺を非核地帯にすることに最大の努力を払って下さい」⁴⁸⁾とカールビンソンと名指ししないまでもそれに関連するような発言をしている。以上を鑑みると中田の「世界に格調の高い内容を発言すると同時に、身近な問題について姿勢がピリッとしなない」という指摘は正しいと言わざるを得ない。このような本島の限界は、本島が市長5期目を目指した選挙において敗北した際の、1994年4月25日から3日にわたって掲載された長崎新聞内の「県都の選択」という選挙を総括する記事における「今回の選挙で本島は、自らの手で被爆五〇周年事業をやること以外に訴えを知らなかった。真意はどうあれ、「世界のモトシマ」の名誉にしがみつこう慢さと受け取られたとしてもやむを得なかったであろう。」⁴⁹⁾という本島の選挙姿勢に対する批判や、更に「平和行政の二面性」と題した長崎総合大学客員教授鎌田定夫の「アジアへの侵略行為を謝罪しながら朝鮮人、中国人の原爆犠牲者の遺族調査には積極的でないなど、実際の行動が伴わなかった。」⁵⁰⁾というコメントからも伺える。

7章 おわりに

これまで見てきたが、本島は市長時代に限界はありながらも、核廃絶や外国人被爆者たちのために様々行動しており、平和宣言については後の市長の平和宣言にも影響を与えた。繰り返しになるが、本

島は被爆体験を持っていない上、原爆の問題に取り組み始めたのは市長になってからである。であるにも関わらず、死後新聞各紙で本島は原爆や平和のために尽力したと評価された。ここで、当初の課題に立ち返ると、被爆体験を持たない人々が平和を訴える際に必要なものとは、原爆に関する知識を得たうえで、そこから課題を発見してその解決に尽力する資質ではないだろうか。いくら被爆者から実体験にもとづいた臨場感あふれる体験を聞いたところで聞き手に聞く意思がなければ何もならない。本島も人づてに知識を得て課題を発見し、そしてその解決に奔走した。本島は市長退任後も、浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑の建立に尽力し、委員会の代表となり2008年7月7日に建立にこぎつけた。市長時代のみならず晩年にいたるまでのこういった活動が死後評価されたのである。

被爆の記憶の風化を防ぐことも確かに重要であるが、そのことが自己目的化しては本末転倒である。本島は、被爆体験がなくとも平和を訴えることはできると教えてくれた。平和を訴えるには、被爆体験の伝え手だけでなく、受け手の側の育成も肝要なのである。

【注】

- 1) 『長崎新聞』2014年11月1日。
- 2) 『長崎新聞』2014年11月6日。
- 3) 『中国新聞』2014年11月1日。
- 4) 同上新聞。
- 5) 『朝日新聞』2014年11月1日。
- 6) 『毎日新聞』2014年11月1日。
- 7) 『読売新聞』2014年11月1日。
- 8) 『産経新聞』2014年11月1日。
- 9) 『日本経済新聞』2014年11月1日。
- 10) 松浦陽子・佐藤健一・川野得幸「長崎の平和観—長崎平和宣言類出単語の解析を通して—」(『広島平和学』36号2014年) 88頁。
- 11) 『本島さんを送る会(記録DVD)』2014年12月13日。
- 12) 『長崎平和宣言』1992年。
- 13) 『長崎平和宣言』1978年。
- 14) 『長崎平和宣言』1979年。
- 15) 『長崎平和宣言』1986年。
- 16) 『長崎平和宣言』1990年。

- 17) 『長崎平和宣言』1998年。
- 18) 『長崎平和宣言』2006年。
- 19) 松浦前掲論文 96頁。
- 20) 『長崎平和宣言』1992年。
- 21) 『長崎平和宣言』1989年。
- 22) 『長崎平和宣言』1990年。
- 23) 『長崎平和宣言』1991年。
- 24) 『長崎平和宣言』1992年。
- 25) 『長崎平和宣言』1993年。
- 26) 『長崎平和宣言』1994年。
- 27) 横田信行『赦し—長崎市長本島等伝』にんげん出版 2008年 149頁。
- 28) 平岡敬『偏見と差別—ヒロシマそして被爆朝鮮人』未来社 1972年 272頁。
- 29) 『広島平和宣言』1995年。
- 30) 平岡敬『希望のヒロシマ—市長は訴える』岩波新書 1996年 50頁。
- 31) 同上 同頁。
- 32) 同上 49頁。
- 33) 福岡良明『焦土の記憶—沖縄・広島・長崎に映る戦後』新曜社 2011年 224頁。
- 34) 高橋真司・船越耿一『ナガサキから平和学する!』法律文化社 2009年 69頁。
- 35) 同上 71～72頁。
- 36) 同上 69頁。
- 37) 同上 72頁。
- 38) 『長崎平和宣言』1994年。
- 39) 平野伸人編『本島等の思想』長崎新聞社 2012年 261頁。
- 40) 同上 261～262頁。
- 41) 横田前掲書 255頁。
- 42) 同上 257頁。
- 43) 『長崎市議会会議録昭和60年第4回定例会・第3号』1985年 180頁。
- 44) 『長崎市議会会議録昭和58年第6回定例会・第3号(9月20日)』1983年 141頁。
- 45) 同上 143頁。
- 46) 同上 145頁。
- 47) 同上 147頁。
- 48) 『長崎平和宣言』1984年。
- 49) 『長崎新聞』1995年4月25日。
- 50) 『長崎新聞』1995年4月26日。